

令和 7 年 9 月 30 日

課名：警察本部総務部施設課
担当：小川
内線：5814
直通：092-641-4141（内線 2284）

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者： 住所 行橋市大字道場寺1439-279
商号又は名称 有限会社永野建築設計事務所
- 2 指名停止の期間：令和 7 年 9 月 30 日～令和 8 年 3 月 29 日（6 カ月）
- 3 事実概要：
警察本部総務部施設課が令和 7 年 9 月 11 日に行った指名競争入札において、落札者となつたが、正当な理由なく契約を辞退したため。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第 3 条別表その 2 第 12 号に該当する。
したがつて、本件については、指名停止（6 カ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その 2 第 12 号該当】

| 措置要件 | 期間 |
|---|-----------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 12 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 カ月以内 |